

令和7年度 鳥取県立中央病院 会計年度任用職員 (育休代替・歯科衛生士) 採用試験募集案内

◆鳥取県立中央病院事務局総務課人事企画担当◆
〒680-0901 鳥取市江津730番地（中央病院7階事務室）
電話(0857)26-2271 <http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>

地方公務員法の改正により、従来の「非常勤職員」は「会計年度任用職員」に名称変更されました。

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格発表日

受付期間	令和7年7月18日(金)～令和8年1月30日(金) ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎郵送の場合も、令和8年1月30日(金)到着分までとします。 ◎持参による場合の受付時間 8:30～17:15 (土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は受け付けておりません。)
試験日時等	面接試験 随時 ◎受験者ごとの試験日時は、受付後に電話でお知らせします。
面接試験会場	鳥取県立中央病院 (鳥取市江津730番地)
合格発表日	随時(概ね面接の翌週に合格通知を発送予定)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・勤務場所

職種	採用 予定者数	職務内容	勤務場所
歯科衛生士	1名	歯科口腔外科における ・口腔内の外科治療補助、手術補助 ・口腔ケア 病棟における口腔ケア	中央病院

※採用予定者数は、今後変更になる場合があります。

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第3条に規定する歯科衛生士免許を有する人で、歯科衛生士としての実務経験を5年以上有する者。
- (3) 地方公務員法第16条等に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用予定日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
 また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
面接試験	200点	個別面接による口述試験

5 任用期間

任用期間	採用日から令和8年3月31日まで（更新制度あり） ※令和8年7月26日頃までの期間の範囲内で更新制度があります。 ※ただし、職員の取得する育児休業等の期間が変更となった場合、任用期間が短縮又は延長となる可能性があります。
------	--

6 勤務条件（予定）

給 与	○報酬 月額 月額225,200円～247,200円 ※採用前の職務歴によって月額が決定されます。 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。 (以下の項目も同様) ○期末勤勉手当 期末手当 2. 21月分 (6月期1. 105月分、12月期1. 105月分) 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期100分の30、12月期100分の100) ○通勤割増報酬（通勤手当） ・通勤距離片道2キロ以上の条件を満たす場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて1月当たり150,000円を限度額とします。 自家用車等利用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給します。
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ○健康保険については、地方公務員共済制度の適用を受けます。 ○厚生年金については、常時勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った場合、地方公務員共済制度の適用を受けません。 ○雇用保険については、常時勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至った場合、雇用保険の適用を受けません。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※ 任用期間等に応じ、有給または無給休暇となります。
勤務日及び勤務時間	原則として 月～金曜日 午前8時15分から午後5時00分まで ※担当業務に応じて、上記以外の勤務日となる場合があります。

任用の更新期間	従事業務が翌年度も継続された場合に、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります。令和8年7月26日頃までの範囲内での期間更新となる予定です。ただし、職員の取得する育児休業等の期間が変更となった場合、任用期間が短縮又は延長となる可能性があります。）
---------	--

※採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	○採用試験申込書 1部 <u>※採用試験申込書には写真を添付すること。</u> ※受験資格である「歯科衛生士としての実務経験を5年以上有すること」を確認するため、職歴の欄の「勤務期間、勤務箇所、業務内容」を正確かつ具体的に記載すること。 ○歯科衛生士免許証の写し 1部
申込み先	鳥取県立中央病院事務局総務課人事企画担当 〒680-0901 鳥取市江津730番地（中央病院7階事務室） 電話（0857）26-2271 FAX（0857）29-3227

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

【申込書及び受験票の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。
- 3 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。電話で連絡させていただく場合がありますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。
- 4 最終学歴欄には、最終学歴だけを記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。）
- 5 「試験合格通知宛先」欄は、試験合格通知受取先（確実に到着する場所）の郵便番号、住所、氏名を正確に記入してください。

8 合格者の決定方法

面接試験の得点の高い順に決定します。

なお、試験の得点が一定の水準を満たさない場合は不合格とします。

9 合格者の発表

受験者全員に試験結果を文書等で通知します。

10 採用方法等

（1）採用方法

採用に当たっては、電話により採用の意向を確認した上で手続きを行いますので、連絡がとれない場合は採用されないことがあります。

（2）採用時期

随時（合格時に、相談の上で決定します。）

11 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験種目ごとの得点、合計得点、順位	合格発表日から1か月	中央病院総務課（7階事務室）

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証等の写真により本人が確認できるものを持参して、

直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

12 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻 10 分前までに中央病院内の指定された場所へお越しください。
- (2) 試験会場（病院敷地内）は禁煙です。
- (3) 自家用車で来られる場合は、外来駐車場（できるだけ病院入口から遠い場所）に駐車してください。

13 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。